

議案第202号

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、人事委員会の勧告等に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び医師等の初任給調整手当の額の改定を行うとともに、臨時的任用職員の給与の支給に係る規定の整備を行う必要があるによる。

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「307,800円」を「308,000円」に改める。

第22条の2第2項中「他の職員」の次に「(給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第12項」を「第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 臨時的任用職員のうち規則で定めるものには、他の職員との権衡を考慮して市長が定める基準に従い、当該他の職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。

別表第3の2中 「371,000
419,000」 を 「372,000
420,000」 に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条中「昭和26年福岡市条例第18号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第16条を次のように改める。

(臨時的任用職員等の給与)

第16条 臨時的任用職員及び非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の給与については、別に定めるもののほか、給与条例第22条の2の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の福岡市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条の2及び別表第3の2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例第8条の2及び別表第3の2の規定を適用する場合には、この条例による改正前の福岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。